

U&I NEWSLETTER 番外編

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所
URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>
東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1-1-12 番 32号
アーク森ビル 36階
TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN
TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

ベトナム駐在報告

弁護士 萩原亮太

1. はじめに

2022年4月4日に東京事務所からベトナムのホーチミン事務所に異動し、現在ホーチミン事務所で勤務しています。学生時代の旅行等での訪問も併せるとベトナムへの訪問はこれで8回目となります。本稿では、他のU&I NEWSLETTERとは異なり、ベトナムの概要やここ2-3カ月の生活事情も含めた駐在生活の雑多な内容を報告いたします。

2. ベトナムの概要

まず、ベトナムの概要を簡単に記載します。ベトナムは、北部は中国と、西部はラオス及びカンボジアと国境を接している東南アジアの国で、インドシナ半島東部に位置しています(右図参照¹)。面積は33万1690㎡²、首都は北部のハノイです。南北に長い国ということも特徴的で、南北で気候が異なっており、北部は四季があるのに対し、南部には乾季と雨季のみとなっています。人口は約9762万人(2020年)³と日本より少ないのですが、平均年齢は31歳



と若く、労働市場としても、消費市場としても注目されています。なお、治安及び政情は安定しており、本稿執筆時点での外務省の海外安全ホームページ⁴での危険レベルは、ベトナム全地域いづれもレベル0となっています。

¹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html>

² <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html#section1>

³ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html#section1>

⁴ https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsपोथazardinfo_015.html#ad-image-0

また、ベトナムの正式名称は、ベトナム社会主義共和国で、その名前のおり、政治体制は社会主義体制を採用しています。他方で、経済体制については、1986 年を機に、ドイモイ(Đổi mới)政策が開始され、市場経済システムを導入するに至りました。1986 年から昨年に至るまでのベトナムの GDP 成長率の推移は以下のとおりで、コロナによる影響のあった 2020 年、2021 年を除いては、年々成長を続けており、IMF によれば、2022 年以降は、従前並みの GDP 成長率(6-7%)に回復するものと予想されており、投資先としても注目されています。

1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
3.357	2.549	5.1	7.8	5.047	5.809	8.7	8.078	8.834
1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
9.54	9.34	8.152	5.765	4.774	6.787	6.895	7.08	7.341
2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
7.789	7.547	6.978	7.129	5.662	5.398	6.423	6.413	5.505
2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
5.554	6.422	6.987	6.69	6.94	7.197	7.15	2.944	2.576

3. ベトナムでの駐在生活

次にベトナムでの駐在生活における気付きを以下に記載します。

(1) 生活面

まず、生活面についてですが、ホーチミン市にはショッピングモールや飲食店含め多数の商業施設があること、Covid-19 の流行前より Grab や Gojek といったオンラインでの配車・宅配サービスが発達していることや、コンビニ含め 24 時間営業しているお店もあること等から、ホーチミン市での生活には特段不便な点はありません。また、筆者自身、元々ベトナム料理が好きということもあり、食事の点でも特段不便を感じていません。ただし、ホーチミン市では最低気温が 20 度を下回ることはなく⁶、年間平均気温が 32.3 度となっており⁷、このいわゆる常夏の気候にはまだ慣れ切ってはいません。

また、物価については、IMF によると、2000 年と 2001 年を除いて消費者物価指数の上昇率がプラスとなっており⁸、インフレが続いています。例えば、2011 年には消費者物価指数

⁵ IMF のデータベースより引用 (<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2022/April>)

⁶ <https://ja.weatherspark.com/>

⁷ <https://www.viet-jo.com/home/province.php?id=5>

⁸ IMF のデータベースより引用 (<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo->

の上昇率が 18.678%、直近の 2020 年も 3.222%となっており、今後もこの傾向は続くものと予測されています(IMF の予測によると、2023 年は 3.229%、2017 年は 3.5%となっています。)。これは、1995 年から最新のものに至るまで日本の消費者物価指数の上昇率が基本的にはマイナス又は 1%以下となっていることとは対照的です⁹。体感としても、数年前のベトナム訪問時に比べて色々な物の値段が高くなっているように思われます。もっとも、少なくとも筆者自身の生活に大きな打撃が及ぶ程度ではありません(なお、筆者個人としてはベトナムの物価上昇よりも、現在の円安の傾向の方が筆者自身にとっては大きな打撃となっており、円安の傾向が落ち着き、従前の円相場の水準に戻ってくれればと考えています。)

(2) ベトナム国内での経済格差

今回ベトナム駐在生活を開始して改めて体感したのは、ベトナム国内での経済格差です。ベトナム統計総局の 2022 年 4 月 12 日付けの報告によると、2022 年第 1 四半期の労働者の平均月収は 640 万ベトナムドン(2022 年 6 月 9 日の為替レートで約 3 万 7000 円)となっており¹⁰、単純に 12 倍して年収に換算すると、7680 万 0000 ベトナムドンとなり(2022 年 6 月 9 日の為替レートで約 44 万 4000 円)、この年収で生活しているベトナム人もいる反面、例えばホーチミン市のインターナショナルスクールでは 2022 から 2023 年度においてその年収を遥かに超える年間 3 万 2500 ドル(約 420 万円)の学費を徴収する見込みとされ¹¹、平均月収金額を超える月額賃料での賃貸物件に居住するベトナム人もそれなりに見かけることから、ベトナム国内での経済格差が相当あることは否定できないように感じています。

現に、所得不平等に関するジニ係数について、OECD が公表している日本の 2018 年時点でのジニ係数は 0.33 であるのに対し¹²、ベトナム統計総局が公表しているベトナムのジニ係数は、2016 年は 0.431、2017 年は 0.425、2019 年は 0.423、2020 年は 0.373 と推移しています¹³。2020 年は Covid-19 の影響により高所得者の所得が大きく減少したため例外的にジニ係数が減少していますが、ジニ係数は概ね 0.42 以上の水準となっているように見受けられます。この水準は、アメリカ(0.40)やメキシコ(0.42)と同等のものとなっ

[database/2022/April](#))

⁹ 1995 年以降日本の消費者物価指数の上昇率が 1%を超えたのは、1997 年(1.699%)、2008 年(1.383%)、2014 年(2.758%)のみです(<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2022/April>)。

¹⁰ <https://www.gso.gov.vn/du-lieu-va-so-lieu-thong-ke/2022/04/thong-cao-bao-chi-tinh-hinh-lao-dong-viec-lam-quy-i-nam-2022/>

¹¹ <https://poste-vn.com/news/2022-05-17-12198>

¹² <https://data.oecd.org/inequality/income-inequality.htm>

¹³ <https://www.gso.gov.vn/en/data-and-statistics/2021/06/the-trend-of-inequality-in-income-distribution-in-vietnam-2016-2020-period/>

町田孝陽・金井優洋・土井与葵「FDI 及び新型コロナウイルス感染症の影響から見るベトナムの地域経済」(財務総研リサーチ・ペーパーNo.22-RP-01(2021 年))

(https://www.mof.go.jp/pri/publication/research_paper_staff_report/research11.pdf)6 頁

ており、これらの国は一般的に所得格差が大きいとされていることを踏まえると¹⁴、客観的な数値上も、ベトナムの所得格差は大きいものと思われます。

その影響か、地域や店舗等によって価格帯が大きく異なります。例えばホーチミン市の1区にあるお店や、日本食レストランや、洋食レストラン等の価格帯の高いお店に行く場合、日本で食べるのとそんなに値段は変わらないように感じています。なお、筆者は、外国人向けのお店に行くよりも、いわゆるローカルな料理を食べたり、ローカルなお店に行ったりするのが好きで、価格帯の高いお店には行かないため、駐在員の中では、食事についてはリーズナブルな費用で済んでいるかと考えています。

(3) 法律面の違い

続いて法律面の違いを取り上げます。この点、日本においては法令の規定の一般性、抽象性が高い場合であっても、権威ある解説書及びコンメンタール(逐条解説書)並びに判例等により補完することで、解釈の統一や予測可能性が一定程度確保されています。

しかしながら、ベトナムにおいては、そのような解説書やコンメンタール(逐条解説書)が存在しないのみならず、判例についても、2013年憲法第104条第3項、人民裁判所組織法(Law No. 62/2014/QH13)第22条第2項第c号、判例の選定・公布・適用プロセスに関する議決(Decision No. 03/2015/NQ-HDTP)に基づき、2015年12月16日に判例公開制度が開始したものの、公開される判例は一定の選定手続き¹⁵を経る必要があることも相まってか集積がなく、さらには、公開されているものについても、法解釈の指針として不明確なものが多いといった事情から、裁判官や有権解釈をする当局の担当者が依拠できるようなものはなく、解釈の統一や予測可能性が確保されていない状況にあります¹⁶。

さらには、日本においては、各省庁の法令案の内閣法制局による事前審査や、議院法制局による起草等の制度が整っており、また、ノウハウも十分に蓄積されていることから、法令間に不整合が生じることは基本的にはありません。しかしながら、ベトナムでは、法令相互間や上位法令と下位の通達との間に齟齬矛盾があり、どちらに従えば良いのか分からないということがままあります¹⁷。

¹⁴ JETRO「2018年のメキシコの世帯平均実質所得は中高所得層を中心に減少」(2019年)
(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/3c98440a2e9769df.html>)、阿部彩「アメリカの所得格差と国民意識」(海外社会保障研究 No. 159(2007年)21-36頁)
(<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18429303.pdf>)等

¹⁵ 具体的には、ウェブサイトでの意見公募手続並びに最高人民裁判所・最高人民検察院・司法省・ベトナム弁護士連合会及び研究者等から構成される諮問評議会での審議を経た上で、最高人民裁判所裁判官評議会の議決により選定されます。

¹⁶ 詳しくは、酒井直樹・鎌田咲子「ベトナム判例制度の実情及び展望」(ICD NEWS 第73号(2017年12月)29-40頁)、武藤司郎・枝川充志・横幕孝介「【特別企画】ベトナム・オンライン座談会～20年で変わったこと、変わらないこと～」(ICD NEWS 第73号(2017年12月)32-46頁)37-42頁、伏原宏太・ブイ・ティ・ホン・ズオン『ベトナム「判例」制度－ベトナム法務の新機軸－』(第1回-第22回(完))(JCA ジャーナル第63巻第3号(2016年3月)-JCA ジャーナル第64巻第12号(2017年12月))等をご参照ください。

¹⁷ 具体的には、渡部吉俊「～ベトナム特集②～ベトナムにおける立法過程の概要とその特徴」(ICD NEWS 第64号(2015年9月)24-37頁)、松本剛「～ベトナム特集③～ベトナム法整備だより」ICD NEWS 第64号

そのため、日本における法律業務とは異なり、ベトナムにおける法律業務については、法令や書籍での情報等を調査したとしても、一定の結論が出るとは限らないため、法令の文言を吟味し、有利不利を問わずどのような解釈があり得るのか、仮に不利な解釈があり得る場合には反論等で排斥可能なのか、実務運用はどうなっているのか等を検討し、解釈やその幅を検討する必要があります。

この点は、ベトナムにおける法律業務への取り組み方にも影響してきます。そのため、日本での法律業務と異なる点に四苦八苦することもあります。皆様のご期待に応えられるよう精進して参る所存です。

(4) ハノイとホーチミン市の違い

冒頭に記載したように、筆者がベトナムに訪問するのはこれで 8 回目なのですが、そのほとんどは北部の首都のハノイでの滞在でした。そして、今回ホーチミン市で滞在していく中で、以下の点がハノイでの生活との違いとして挙げられるように感じています。

(a) 方言の違い

筆者は標準語として使われる北部方言を学習してきたのですが、ホーチミンでは南部方言が使用されています。南部方言は北部方言とは発音や語彙が異なっているのですが、特に発音が違うため、聞き取りに難儀しています。もっとも、ベトナム人も同様の苦勞を抱えているようで、北部方言を話すベトナム人が南部方言を聞き取れない場面も見かけたことがあります。慣れないとベトナム人であっても聞き取りが難しいのかもしれない。

(b) バスの乗り方の違い

筆者がハノイに滞在していたとき、価格が安いこともあり、頻繁にバスを利用していました(余談ですが、筆者が学生の頃、ハノイのホアンキエム区から語学学校のあるカウザイ区に通っていたときは、32 番のバスを利用していました。記憶が正しければ当時は片道 3000 ベトナムドンだったのですが、現在は 7000 ベトナムドンになっているようです¹⁸)。ハノイのバスの場合には、日本の東京の都バスと同様に、停留所に人がいれば、特段のアピールをしなくても、バスが停留所に止まってくれていたと記憶しています。

ところが、先日ホーチミンのバスを利用しようとして停留所で待っていたところ、停留所に人がいても、手を挙げる等して乗車の意思を示さない限りは、バスが停留所に止まらず、そのままスピードを落とさず過ぎ去ってしまうことに気付きました。私が乗りたいバスが来るまで同様の事態が複数回起こったため、おそらくホーチミンのバスはこうなのだろうと考えています。

(2015 年 9 月)38-49 頁)、武藤司郎・枝川充志・横幕孝介「【特別企画】ベトナム・オンライン座談会～20年で変わったこと、変わらないこと～」(ICD NEWS 第 73 号(2017 年 12 月)32-46 頁)等をご参照ください。

¹⁸ <http://timbus.vn/fleets.aspx>

ハノイとホーチミンでバスの乗り方に違いが生じた理由が、文化的な違いや、気質の違いによるものなのか、あるいは道路事情や交通量の違いによるものなのかは分からないのですが、筆者個人としてはこの違いは非常に興味深いと感じています。

(c) その他

そのほか、ホーチミンの方がハノイよりも家の中で見かける虫の数が多いように感じています。といいますのも、ハノイに滞在していたときは、家の中で虫を見かけることはそんなになかったものの、ホーチミンではほぼ毎日何かしらの虫を家の中で見かけます(もっとも、筆者の体感限りでして、ウェブ等でベトナムでの生活情報を拝見する限り、ハノイにおいても虫が多いようです)。なお、余談ではございますが、筆者は今回ホーチミンでの生活を始めて 1 ヶ月ほどで蚊の媒介するデング熱に感染しました。今年ベトナムで発生したデング熱患者の約 80%、死亡者の 100%が南部で記録されているようで¹⁹、少なくともデング熱を媒介する蚊の数という点ではホーチミンの方が多いのかもしれませんが。

4. 終わりに

ベトナムは今後も経済成長が見込まれており、現に、ホーチミンの街中を見渡すと至る所で不動産工事が行われています。また、ホーチミン市では都市鉄道の開発も進められており、1号線については、2022年中頃から区間毎に段階的に試運転を実施し、2023年中に商業運転を開始する見通しとなっています(ただし、当初は2016年末の完成が見込まれていたところ、度重なる遅延により、完成時期が2023年末の見込みとなったという経緯があり²⁰、今後さらに延期する可能性は否定できません)。

皆様のベトナムへのご進出や、ベトナムでの事業展開等の一助となれるよう今後も研鑽を積んで参ります。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

¹⁹ <https://poste-vn.com/news/2022-06-15-12407>

²⁰ <https://news.yahoo.co.jp/articles/b69dee724c0384d5a9f0870723f567f5317c22bd>